

# 庁議の概要

開催日：H16.7.6

## 項目

- 1 あったか高知観光条例について【商工労働部】
- 2 財団法人グリーンピア土佐横浪について【商工労働部】

## 内容

- 1 あったか高知観光条例について

商工労働部長から、県議会7月定例会に議員提案される予定の「あったか高知観光条例」の概要について説明があり、以下のとおり意見交換した。

### 【説明内容】

#### (これまでの経緯など)

- ・昨年7月に発足した自民党観光条例チームが中心となって内容を検討してきたものである。
- ・条例の名称について公募したところ、25件の応募があり、「あったか高知観光条例」に決定した。
- ・都道府県レベルの観光条例としては、北海道が平成13年に、沖縄県が昭和54年に制定している。
- ・北海道は宣言条例、沖縄県は景観規制条例であるが、本県は住民参加を促進する条例となっている。

#### (条例の概要)

- ・条例の構成は、以下のとおりである。
  - \*第1条：目的
  - \*第2条：基本理念
  - \*第3～7条：県、市町村、県民等、それぞれの責務と役割
  - \*第8条：基本方針
  - \*第9～11条：観光ビジョンの策定、実施状況の報告等、知事への意見
  - \*第12条：広報、啓発等
  - \*第13～14条：その他
- ・第8条の基本方針では、グリーンツーリズム、環境、教育、食文化など網羅的に規定しており、各部局に幅広く関係する内容である。
- ・第9～11条では、観光ビジョンの実施状況を議会に報告しなくてはならないと規定されており、具体的な取り組みの成果を求める条例となっている。

#### (今後の予定など)

- ・7月定例会産業経済委員会において、執行部としての条例に対する意見を聴取されることになっている。
- ・この条例案に対する意見があれば、7月9日までに観光振興課もしくは商工労働企画課あてにお願いしたい。
- ・この条例とは別に、元々県が進めている観光ビジョンについては、県内を7ブロックに分け、それぞれ検討に入っている。内容は地域の方々が自主的に取り組めるものをベースにしたいと考えており、今年度末には方向性を明らかにする予定である。条例が施行されれば、その位置付けによるビジョンになるものと考えている。

## 【主な意見】

- ・「あったか高知観光条例」という名称以外に、どんなものが応募されていたのか。  
「くろしお」や「よさこい」というものがあった。
- ・条例とビジョンの関係は？  
条例は大きな方向性を示すもので、具体的な内容はビジョンで規定する予定である。条例がビジョンを後押しするような形になっている。
- ・この他に、条例の議員提案に向けてやりとりをしている部局はあるのか？  
議会からは、執行部から中山間条例を提案せよ、と要請されている。

## 2 財団法人グリーンピア土佐横浪について

副知事から、財団法人グリーンピア土佐横浪の破産について、経過と今後の対応について説明があった。

### 【説明内容】

#### （経過）

- ・6月25日：財団H16年度第2回理事会において、財団の破産申し立てを決定。
- ・6月28日：高知地裁に破産の申し立て、破産宣告決定。

#### （今後の対応など）

- ・6月30日：県貸付金について、住民から県知事に対し、民事訴訟が提訴された。
- ・監査委員から、平成15年度貸付金の関係職員による補填を勧告された。7月30日を期限に勧告対応が求められている。
- ・全額回収は困難な状況であるため、10月に予定されている債権者集会における協議を経て、残余資産の分配にあたることになる。破産終結決定後、県貸付金は不納欠損処理される。
- ・財団の金融機関からの借入金に対する県による代位弁済について、県が訴えられる可能性がある。

### 【主な意見】

- ・貸付を担当した職員への対応などについての県の考え方は、庁議などの場で協議していった方がよいのでは。  
今回のケースについては、顧問弁護士と協議のうえ、県議会7月定例会の提案理由説明において、県の考え方を明らかにする予定である。
- ・今後このようなケースが出てくるのであれば、どこかが全庁方針的なものを考えないといけないだろう。
- ・今回のケース(監査委員の考え方、弁護士の見解など)をどこかがきちんと整理して、全庁で議論、共有することが重要ではないか。事例ごとに個々の判断に任せておいて、問題になってから全庁で考えるのでは遅い。
- ・今回のケースが前例になって、今後の県の考え方の基本となる可能性もあるので、全庁で考え方を整理しておく必要があるのではないか。
- ・県の政策決定、議会の議決を経て行った行為が違法となるのか。また、その決裁に関わった職員だけが返済を求められるのか。そうすると職員のやる気がなくなるのではないか。
- ・案件を抱えている部局が集まって勉強会を行い、危機感や意識を統一的に共有していくべきである。
- ・グリーンピアが金融機関に対して債権放棄を申し入れたことを受けて、他の財団への貸し渋りが心配されている。金融機関からは、債務負担行為だけでは貸せない、損失補償の議決による契約をとられるケースもある。こういったことへの対応も全庁で検討していかなければならない。  
関係課で勉強会ができるように段取りをする。